

1. 入学者・在籍者推移等

埼玉工業大学

各年度5月1日現在(人・%)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入学定員	500	500	500	500
入学者数	553	488	550	508
収容定員	2,000	2,000	2,000	2,000
在籍者数	2,392	2,182	2,086	2,059
収容定員充足率	119.6	109.1	104.3	102.9

埼玉工業大学大学院

各年度5月1日現在(人・%)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入学定員	51	51	51	51
入学者数	34	45	52	35
収容定員	108	108	108	108
在籍者数	91	91	111	98
収容定員充足率	84.2	84.2	102.7	90.7

2. 教員一人あたりの学生数

埼玉工業大学

各年度5月1日現在(人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学生数	2,392	2,182	2,086	2,059
専任教員数	72	74	70	72
教員1人あたり学生数	33.22	29.48	29.8	28.59

埼玉工業大学大学院

各年度5月1日現在(人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学生数	91	91	111	98
専任教員数	59	63	57	57
教員1人あたり学生数	1.54	1.44	1.94	1.71

3. 専任教員と非常勤教員の比率

埼玉工業大学

各年度5月1日現在（人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
専任教員数	72	74	70	72
非常勤教員数	163	151	146	141
比率（専任：非常勤）	31:69	33:67	32:68	34:66

埼玉工業大学大学院

各年度5月1日現在（人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
専任教員数	59	63	57	57
非常勤教員数	7	4	8	8
比率（専任：非常勤）	89:11	94:6	88:12	88:12

4. 教育連携・社会貢献・国際交流

<https://www.sit.ac.jp/kenkyu/>

<https://www.sit.ac.jp/gakuseiseikatsu/exchange/>

5. 産官学連携事業

<https://www.sit.ac.jp/sentankagaku/sangakukanc/>

6. 就職関連情報

<https://www.sit.ac.jp/shushoku/gakusei/>

<https://www.sit.ac.jp/shushoku/kigyuu/>

学校法人智香寺学園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人智香寺学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を埼玉県深谷市普濟寺1690番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、法然上人の思想及び信条を規範として、人格の完成を目指す学校教育を行い、個性豊かにして教養ある人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 埼玉工業大学 大学院 工学研究科
人間社会研究科
工学部 機械工学科
生命環境化学科
情報システム学科
人間社会学部 情報社会学科
心理学科
- 二 正智深谷高等学校 全日制課程 普通科

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 一 火災保険代理業

第3章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 7名以上8名以内
- 二 監事 2名
- 2 この法人に、評議員11名以上12名以内を置く。
- 3 この法人に、会計監査人1名を置く。

(理事・評議員選任機関)

第7条 この法人に理事・学識経験者評議員選任機関（以下「理事・評議員選任機関」という。）を置き、その構成員は、理事2名、評議員2名、有識者1名とする。

2 理事・評議員選任機関の構成員は、理事会において理事2名を選任し、評議員会において評議員2名を選任する。有識者1名は、全理事及び全評議員からなる合同会議の決議によって選任する。

3 理事・評議員選任機関の構成員の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

4 理事・評議員選任機関は、当該理事・評議員選任機関の構成員の互選で定められた議長が招集する。

5 理事・評議員選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

6 理事・評議員選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

7 理事・評議員選任機関の決議は、理事・評議員選任機関の構成員の全委員が出席し、その4名（委員総数の3分の2）以上の賛成をもって行う。

8 監事又は評議員会は、理事・評議員選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事・評議員選任機関招集権者（第4項に規定する者をいう。以下この項及び第29条第1項第5号において同じ。）に対し、理事・評議員選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事・評議員選任機関招集権者は、理事・評議員選任機関を招集しなければならない。

9 理事・評議員選任機関の議事録その他理事・評議員選任機関の運営に関し必要な事項は、理事・評議員選任機関規程で定める。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。ただし、次の各号において選任する理事の総数は、第6条第1項第1号の定数の範囲内とする。

- 一 学長（校長）のうちから理事・評議員選任機関において選任した者 1名以上2名以内
- 二 前号に掲げるもののほか、理事・評議員選任機関において選任した者 5名以上7名以内

2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

3 理事・評議員選任機関は、理事の総数が7名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(理事の資格及び構成)

第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の任期)

第10条 理事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第11条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事・評議員選任機関の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事・評議員選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事・評議員選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 理事は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第12条 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第13条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第14条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

2 この法人の業務を円滑に執行するため、理事会の下に理事長及び業務執行理事で組織する学内理事会を置く。

3 前項に定める学内理事会に関する事項は、学校法人智香寺学園学内理事会規程により別に定める。

(理事の職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうち6名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。

4 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

5 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

6 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。

(代表権の制限)

第16条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第17条 理事長及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3節 理事会の運営

(招集)

第18条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第19条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 前条第2項及び第4項並びに第29条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第20条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 この寄附行為の変更

二 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

三 基本財産の処分

四 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

五 残余財産の帰属者の決定

六 収益を目的とする事業に関する重要な事項

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

二 この法人の合併

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第21条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

2 この法人の重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたもの並びにこの法人の日常業務の執行に関する事項及び理事会から付託された事項の決定については、学内理事会に委任することができる。

(議事録)

第22条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第48条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

（監事の選任）

第23条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

（監事の資格）

第24条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

（監事の任期）

第25条 監事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。

（監事の解任及び退任）

第26条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 監事としてふさわしくない非行があったとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）

第27条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第28条 監事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

第2節 職務等

(監事の職務)

第29条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- 二 この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 三 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- 四 この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事・評議員選任機関を含む。）に報告すること。
- 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事・評議員選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事・評議員選任機関の招集を請求すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事・評議員選

任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

(常勤監事の選定及び解職)

第30条 監事のうち1名を常勤監事とすることができる。常勤監事の選定及び解職は、監事の過半数の合意をもって行う。

(調査権限等)

第31条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第32条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

第33条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員のうちから教授会において選任した者 1名
- 二 この法人の職員のうちから理事会において選任した者 2名
- 三 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者 2名
- 四 智香寺責任役員会において選任した者 2名
- 五 学識経験者のうちから理事会において選任した者 1名
- 六 学識経験者のうちから理事・評議員選任機関において選任した者 3名以上4名以内

2 前項第1号及び第2号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 評議員の総数が11名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。

5 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、理事・評議員選任機関規程において定める。

(評議員の資格)

第34条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第35条 評議員の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第36条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

3 評議員は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第37条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第38条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 重要な資産の処分又は譲受け

- 二 多額の借財
 - 三 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
 - 四 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
 - 五 収益事業に関する重要事項
 - 六 私立学校法第23条第1項第1号から3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
 - 七 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - 八 寄付金品の募集に関する事項
 - 九 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。
- 一 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める寄附行為の変更
 - 二 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
 - 三 合併

（理事の行為の差止めの求め）

第39条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第32条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）

第40条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

（開催）

第41条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第42条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

一 会議の日時及び場所

二 会議の目的である事項があるときは、当該事項

三 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

四 私立学校法施行規則で定める事項

5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（評議員による招集）

第43条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（監事による招集）

第44条 第29条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第42条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（招集手続の省略）

第45条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第46条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(決議)

第47条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 監事の解任

二 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第48条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備え置かなければならない。

(役員の出席等)

第49条 理事長、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第50条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第8章 会計監査人

第1節 選任及び解任等

(会計監査人の選任)

第51条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第52条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第53条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の事由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第54条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第55条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第2節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

第56条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関す

る報告を求めることができる。

- 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第9章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第57条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第58条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第59条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第60条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には2か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第61条 理事（理事長、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金24万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第10章 資産及び会計

(資産)

第62条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第63条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第64条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第65条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第66条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第67条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第68条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第69条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 計算書類
- 四 計算書類の附属明細書
- 五 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第70条 この法人は、毎会計年度終了後3か月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第76条第2号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第71条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3か月以内に登記しなければならない。

第11章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第72条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第12章 解散及び合併

(解散)

第73条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能
- 三 合併
- 四 破産手続開始の決定
- 五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第74条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第75条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第13章 補則

(情報の公表)

第76条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- 二 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

(公告の方法)

第77条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第78条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この寄附行為は、昭和26年3月13日から施行する。

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 (理事長)	早 川 静 男
理 事	栗 野 谷 蔵
〃	本 田 金 治
〃	斉 藤 恒 治
〃	臼 井 重 吾
監 事	水 井 三喜男
〃	吉 田 守 一

2 旧寄附行為による役員及び評議員をもってこの寄附行為上の役員及び評議員とする。

3 この寄附行為の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和47年3月31日から適用する。

4 法人の名称変更に係る寄附行為の変更は、文部大臣の認可のあった日（昭和48年12月17日）から施行する。

5 設置する学校に係る寄附行為の変更は、文部大臣の認可のあった日（昭和51年1月10日）から施行する。

6 廃止する学校に係る寄附行為の変更は、文部大臣の認可のあった日（昭和54年3月31日）から施行する。

7 設置する学校に係る寄附行為の変更は、文部大臣の認可のあった日（昭和60年3月30日）から施行する。

8 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成9年12月19日）から施行する。

9 (施行期日)

平成10年8月14日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成11年4月1日から施

行する。

(埼玉工業大学の環境工学科の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学の環境工学科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず、平成11年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

10 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成12年4月17日）から施行する。

附則9（埼玉工業大学の環境工学科の存続に関する経過措置）中、「第4条第2号」とあるのは「第4条第1号」とする。

11 法人の合併の時期は、文部大臣の認可（平成12年9月29日）を受けた後、法令の定めるところにより登記をした日（平成12年12月7日）とする。

12 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年3月9日）から施行する。

13 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年7月10日）から施行する。

14 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年8月1日）から施行する。

15 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年12月20日）から施行する。

16（施行期日）

平成15年2月14日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

17（施行期日）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年4月1日）から施行する。

18（施行期日）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年12月5日）から施行する。

19 この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

20 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成24年1月25日）から施行する。

21 この寄附行為は、平成28年5月24日から施行する。

22 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和2年4月1日）から施行する。

23 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和4年8月4日）から施行する。

24 令和6年11月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和7年4月1日から施行する。ただし、会計監査人に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

25 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の終結の時以後に任期が満了するものの任期については、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する。

26 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。

27 令和7年3月31日に定年によりこの法人の職員の地位を退いた評議員は、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで、なおも評議員の職務を行うものとする。ただし、寄附

行為に定める定数を満たしている場合はこの限りではない。

学校法人智香寺学園 役員等名簿（理事・監事）

学校法人智香寺学園

2025年6月10日現在

理事	フリガナ 氏名	常勤・ 非常勤の別	学外・学内の 別	備考
理事	マツカワ セイゴウ 松川 聖業	常勤	学内	理事長
理事	ウチヤマ シュンイチ 内山 俊一	常勤	学内	学長
理事	カメヤマ リュウキ 亀山 典幸	常勤	学内	学校長
理事	アサノ ギコウ 浅野 義光	非常勤	学外	
理事	オガタ ノブヤス 緒方 延泰	非常勤	学外	
理事	カミイ モンショウ 神居 文彰	非常勤	学外	
理事	サトウ テツアキ 佐藤 徹明	常勤	学内	事務局事務部長 法人本部部長

監事	イマオカ タツオ 今岡 達雄	非常勤	学外	
監事	イトウ シゲキ 伊藤 重来	非常勤	学外	

会計 監査人	エイワカンサホウジン 永和監査法人	非常勤	学外	監査法人
-----------	----------------------	-----	----	------

学校法人智香寺学園 役員等名簿（評議員）

学校法人智香寺学園

2025年6月10日現在

評議員	フリガナ 氏名	常勤・ 非常勤の別	学外・学内の 別	備考
評議員	マツウラ ヒロアキ 松浦 宏昭	常勤	学 内	
評議員	アイカワ リエ 相川 利枝	常勤	学 内	
評議員	オオシマ トシヒサ 大嶋 俊久	常勤	学 内	
評議員	カニヤ カズオ 蟹谷 和央	非常勤	学 外	
評議員	フジハラ シュウイチ 藤平 修一	非常勤	学 外	
評議員	ノグチ ヤスオ 野口 康雄	非常勤	学 外	
評議員	ミヤサカ ナオキ 宮坂 直樹	非常勤	学 外	
評議員	ミフ ユキオ 三輪 行雄	非常勤	学 外	
評議員	サカタ アキオ 坂田 秋雄	非常勤	学 外	
評議員	タカニ ヒデアツ 高丹 秀篤	非常勤	学 外	
評議員	ホソヤ カシク 細谷 可祝	非常勤	学 外	
評議員	モリ マサミ 森 正美	非常勤	学 外	

学校法人智香寺学園 役員及び評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人智香寺学園（以下「本法人」という。）が、学校法人智香寺学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第59条に基づき、本法人の理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員等（次条に規定する、評議員、選任機関委員及び会計監査人をいう。以下同じ）に対する報酬の基準を定め、その算定方法に従って報酬を支給することを目的とし、併せて関連する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、役員とは寄附行為第8条の定めにより選任される理事及び寄附行為第23条の定めにより選任される監事をいい、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、法人において定められた勤務時間中勤務態勢にあり職務専念義務がある役員をいう。
- (2) 教職員理事とは、本法人の常勤教職員としての職務に常時従事している理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

2 この規程における評議員とは寄附行為第33条の定めにより選任される評議員をいう。

- (1) 教職員評議員とは、本法人の常勤教職員としての職務に常時従事している評議員をいう。
- (2) 外部評議員とは、教職員評議員以外の評議員をいう。

3 選任機関委員とは寄附行為第7条に規定する理事・学識経験者評議員選任機関を構成する委員をいう。

4 会計監査人とは、寄附行為第51条の定めにより選任される会計監査人をいう。

(報酬等の体系及び決定方法)

第3条 役員及び評議員等に対する報酬等は次のとおりとし、別表1から別表4に整理して示す。なお、当該各表に記載した報酬等以外は、第5条が定める費用を除き、原則として他の手当等は支給しないものとする。

- (1) 常勤役員（別表1）

役員報酬（月額：基準額＋職務手当）及び通勤手当を支給する。

ただし、教職員理事は、職務手当を教職員給与に加えて支給する。

- (2) 非常勤役員（別表2）

基本報酬（年額）及び会議出席（書面出席を除く）の都度の日額報酬を支給する。なお選任機関委員を兼務した場合は、別表4に掲げる金額を追加して支給する。

- (3) 教職員評議員

無報酬とする。

- (4) 外部評議員（別表3）

基本報酬（年額）及び会議出席（書面出席を除く）の都度の日額報酬を支給する。な

お、選任機関委員を兼務した場合は、別表 4 に掲げる金額を追加して支給する。

(5) 選任機関委員（別表 4）

ア 理事委員が非常勤理事から選任された場合には、第 2 号による報酬（別表 2 記載）に加え、別表 4 に記載の報酬を支給する。

イ 評議員委員が外部評議員から選任された場合には、第 4 号による報酬（別表 3 記載）に加え、別表 4 に記載の報酬を支給する。

ウ 理事と評議員の合同会議で選任された委員（有識者）には、別表 4 に記載の基本報酬及び会議出席の都度の日額報酬を支給する。ただし、非常勤監事が選任された場合は第 2 号による報酬（別表 2 記載）に加え、別表 4 に記載の有識者基本報酬（年額）の 2 分の 1 の額を支給する。

(6) 会計監査人（法人である場合も 1 人と数える。）

ア 本法人と監査人の契約に基づいた金額を支払う。

イ 会計監査人に対する報酬は、日本公認会計士協会が公表する調査資料や同規模程度学校法人の状況など世間相場を勘案し、監事の過半数の同意を得た上で、理事会において定める。

2 前項第 1 号の役員の通勤手当は、学校法人智香寺学園埼玉工業大学給与規程第 19 条に基づき支給する。

3 非常勤役員、外部評議員、有識者及び会計監査人が会議に出席する際の交通費は、実費相当額を支給する。

4 役員報酬は、事業年度毎に理事会で決定し、承認された報酬総額の範囲内において支給する。なお、非常勤役員においては役員本人の申し出により報酬を無報酬とすることもできる。

（報酬等の支給）

第 4 条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込みにより支給する。

ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額や本人から申出のあった立替金などがある場合には、それらを控除して支給する。

2 月額報酬の計算期間は毎月 1 日から末日までとし、その月の 21 日に支給する。ただし、21 日が休日または金融機関の休業日に当たるときは、前日に繰り上げて行うものとする。

3 非常勤役員、外部評議員及び有識者に対する基本報酬は年額として定め、4 月 1 日及び 10 月 1 日に在任する者について 5 月と 12 月に年額報酬の 2 分の 1 を支給する。

4 非常勤役員、評議員、有識者の会議出席日額は、原則として 1 日から末日を計算期間とし、翌月 21 日に支給する。

（費用の支払い）

第 5 条 役員、評議員及び有識者が職務執行のため出張等を行った場合には、学校法人智香寺学園役員旅費規程に基づき旅費を支給する。

2 この規則に定めるもののほか、外国出張に関する事項並びに出張旅費の支給等について

必要な事項は、学校法人智香寺学園埼玉工業大学派遣及び海外出張規程を準用する。

- 3 役員、評議員及び有識者が職務の執行に当たって旅費以外の費用を請求する場合は学内理事会の議を経て、当該費用を支払う。

(常勤役員の就任・退任時の支給)

第6条 常勤役員に就任または退任、若しくは解任されたときの当月分報酬は、暦日による日割り計算を行って支給する。

- 2 任期の途中で役職の変更があった場合は、新役職就任の月から月額報酬の改訂を行い、暦日による日割り計算を行って支給する。

- 3 第1項の定めにかかわらず、死亡により退職した場合は、その月の報酬は全額支給するものとする。

(非常勤役員の休職時等の取扱い)

第7条 病気療養などの事情により、やむを得ず長期の休職となった非常勤役員の報酬は、原則としてその事業年度中は減額せずに支給する。

(役員報酬の減額措置)

第8条 本法人の財務状況が著しく低迷した場合または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合やその他の理由が生じたときには、理事会の決定に基づき、臨時に役員等の報酬について減額措置を講じることができる。

(役員退任慰労金)

第9条 第3条の定めにかかわらず、令和2年3月末日に在籍する教職員役員以外の常勤役員が公益財団法人私立大学退職金財団（以下「退職金財団という。」）の加入者であって、任期の満了または傷病や死亡により退任をしたときには、退職金財団から交付された退職資金の額を、役員退任慰労金として支給する。

- 2 前項における死亡退任の場合には、その遺族に役員退任慰労金を支給する。なお、遺族の範囲及び支払順位については、労働基準法施行規則による遺族補償の受給権者に関する規定を準用する。

- 3 前2項に該当する場合であっても、在任中に本法人に重大な損害を与えた場合には、理事会の決議により役員退任慰労金の一部又は全部を支給しないことができる。

(役員退任慰労金の支給日)

第10条 前条に基づく役員退任慰労金は、退職金財団から退職資金交付を受けた後、法令の定めによるものを控除して速やかに支給されるものとする。

(特別功労金)

第11条 役員在任中特に功績が顕著と認められる常勤役員が退任する際、功労金の支払いが提案され、理事会が決議した金額について評議員会および監事の同意を得た場合、当該

役員に対し特別功労金を支給することができる。

(端数処理)

第12条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(弔慰金・見舞金)

第13条 役員、外部評議員及び有識者に関する弔慰金及び見舞金は、学校法人智香寺学園役員等弔慰金・見舞金贈呈規程に定める。

(規程の作成、備置き及び閲覧等)

第14条 本法人は私立学校法第107条に基づき、毎会計年度終了後3月以内にこの役員及び評議員等報酬の基準を見直して、役員及び評議員等の報酬等の支給の基準を記載した書類として作成しなければならない。なお、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2 本法人は、この規程を当該会計年度に係る定時評議員会の日から主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間備え置かなければならない。

(公表)

第15条 本法人は、この規程を私立学校法第100条に定める報酬等の支給の基準としてホームページに公表する。

(補則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

2 この規程に定めのない事項については、法令或いは理事会の決定に従うものとする。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いて、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、学校法人智香寺学園常務理事役員報酬規程（平成10年4月16日制定、平成22年12月1日施行）は廃止する。
- 3 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 4 この規程の施行に伴い、役員及び評議員等報酬規程（令和2年4月1日制定）は廃止する。

別表1 常勤役員 報酬表 (第3条第1項第1号関係)

	役 職 名		役 員 報 酬 (月 額)				
			基 準 額	職 務 手 当	再任時の職務 手当加算額1	再々時の 職務手当加算額1	再々々時の 職務手当加算額1
専 任 役 員	業 務 執 行 理 事	理 事 長	900,000 円	400,000 円	60,000 円	120,000 円	180,000 円
		理 事			30,000 円	60,000 円	90,000 円
		学 長		300,000 円	30,000 円	60,000 円	90,000 円
		校 長		100,000 円	30,000 円	60,000 円	90,000 円
	常勤監事 (週1~2日勤務)		300,000 円		30,000 円	60,000 円	90,000 円
教 職 員 理 事				100,000 円			

※ 業務執行理事ならびに監事が再任（定時評議員会を基準日とする）された場合は、基本月額職務手当を増額することができる。ただし、その回数は、3回を上限とする。

別表2 非常勤役員 報酬表 (第3条第1項第2号関係)

役 職 名		基本報酬 (年額)	会議、その他法人業務のための 勤務 (日額)
非業務執行役員	非常勤理事	240,000 円	10,000 円
	非常勤監事	360,000 円	10,000 円

※ 監事は監事の報酬について意見を述べることができる。

別表3 外部評議員 報酬表 (第3条第1項第4号関係)

役 職 名	基本報酬 (年額)	会議、その他法人業務のための 勤務 (日額)
外部評議員	120,000 円	10,000 円

別表4 理事・学識経験者評議員選任機関委員 報酬表 (第3条第1項第5号関係)

役 職 名	基本報酬 (年額)	会議、その他法人業務のための 勤務 (日額)
理 事 委 員 (常勤役員には支給しない)	60,000 円	
評議員委員 (教職員評議員には支給しない)	60,000 円	
有 識 者 (非常勤監事が就任した場合は、基本報酬の半額のみ支給)	120,000 円	10,000 円